

議員提出議案第 8 号

分権型社会における県と市の役割分担に関する意見書

地方分権改革が行われた際、国と地方の関係において「財源無くして権限無し」と議論されたことは、今後、地方分権改革の進展に伴い、県と市町村における分権改革についても同様であります。

広域自治体である県には、市町村を包括する地方公共団体として、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整などの事務を処理するほか、広域的な観点から県内市町村を補完、支援する責務が引き続きあります。

今後、基礎自治体の果たすべき役割が増していくとともに、県が県内市町村を補完する役割はより一層大きくなります。

日本国憲法第 14 条第 1 項の平等原則は、租税法律関係にも適用され、租税公平主義は、その内容として担税力に則した租税負担の公平を原則とするものであって、各種の租税法律関係において、国民は平等に取り扱われなければならないことは、当然であります。

よって、埼玉県においては、さいたま市民が同時に埼玉県民であって、埼玉県税を他の市町村と同様に負担していることに鑑み、以下の事項について取り組まれるよう強く要望します。

- 1 県単独事業を含めた県から基礎自治体への権限移譲に当たっては、事務の円滑な引継ぎを行うための十分な協議を行うこと。
- 2 権限移譲される事務等について、財政力や人口規模等により左右することなく公平に財源を措置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 3 月 16 日提出

提出者	さいたま市議会議員	関根	信明
	同	神崎	功
	同	上三信	彰
	同	山崎	章
	同	細沼	武彦
賛成者	さいたま市議会議員	萩原	章弘

同	高	柳	俊	哉
同	輿	水	惠	一
同	神	田	義	行
同	土	井	裕	之